
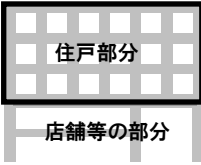
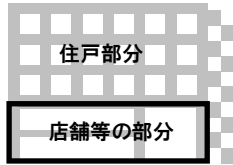
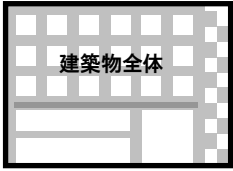


建築物省エネ法(第30条)に基づく 省エネ性能向上計画の認定手数料について

横浜市 建築局

省エネ性能向上計画の認定申請手数料は、認定の対象範囲によって手数料の算定方法が異なります。また、
【ケース1】 建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合
【ケース2】 建築主が横浜市に直接申請する場合
 により横浜市への認定申請手数料が異なります。また、**【ケース2】** の場合の認定申請手数料は、更に共用部分、非住宅部分の評価方法（標準入力法・主要室入力法・モデル建物法など）によっても異なります。
 なお、**【ケース1】** の場合は、登録住宅性能評価機関等の審査料等が別途発生します。

■ 認定の対象範囲と優遇措置の有無

区分	① 一戸建ての住宅	② 建築物の一部(住戸・非住宅部分)		③ 建築物全体
認定対象範囲	 建築物全体	 住宅部分の住戸のみ	 非住宅部分の全部	 建築物全体
対象となる建築物	一戸建ての住宅	共同住宅等 複合建築物	非住宅建築物 複合建築物	全ての建築物
30条認定 (容積率緩和)	○ ○	○ ×	○ ×	○ ○

① 一戸建て住宅の場合

一戸建て住宅の認定を申請する場合、認定申請手数料は住宅の床面積の区分に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に 直接申請する場合
200㎡未満	4,900円	34,000円
200㎡以上	4,900円	38,000円

② 建築物の一部の場合（「住戸部分」「非住宅部分全体」「住戸部分+非住宅部分全体」の場合）

建築物の一部の認定を申請する場合、認定申請手数料は、住戸部分のうち同時に申請する住戸の戸数や非住宅部分の床面積に応じて、裏面の表 **①** 又は **③** の区分により算出した金額の合計となります。

なお、住戸部分や非住宅部分の認定に加えて建築物全体の認定を申請する場合の認定申請手数料は、裏面の

③ 建築物全体の場合作りにより。



住宅の
共用部分

住宅部分 — 同時申請住戸数に応じて表 **①** 参照
 非住宅部分 — 床面積に応じて表 **③** 参照

認定申請手数料 = **①** + **③** の合計金額

注意!! 「住宅部分(住戸部分+共用部分)」や「非住宅部分の一部」の認定はできません。

3 建築物全体の場合

建築物全体の認定を申請する場合、認定申請手数料は、建築物の住戸の総数と住宅の共用部分や非住宅部分それぞれの床面積に応じて、下の表(A)～(C)の区分により算出した金額の合計となります。なお、建築物全体の認定に加えて、住戸部分や非住宅部分の認定を申請する場合も認定申請手数料は同額となります。



認定申請手数料 = (A) + (B) + (C) の合計金額

(A) 住戸部分 ②の場合は同時申請住戸数、③の場合は住戸の総数に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合
1戸	4,900円	34,000円
2～5戸	9,600円	69,000円
6～10戸	16,000円	97,000円
11～25戸	27,000円	140,000円
26～50戸	45,000円	200,000円
51～100戸	81,000円	280,000円
101～200戸	130,000円	380,000円
201～300戸	160,000円	500,000円
301戸以上	170,000円	590,000円

(B) 共用部分 床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合	
		共用部分の一次エネを計算しない評価方法	共用部分の一次エネを計算する評価方法
300㎡未満	9,600円	9,600円	110,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	27,000円	180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	81,000円	280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	130,000円	360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	160,000円	430,000円
25,000㎡以上	200,000円	200,000円	500,000円

(C) 非住宅部分 床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合	
		モデル建物法(※)	モデル建物法以外(標準入力法など)
300㎡未満	9,600円	87,000円	230,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	150,000円	370,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	240,000円	530,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	310,000円	650,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	370,000円	770,000円
25,000㎡以上	200,000円	440,000円	870,000円

※ 外皮及び一次エネルギー消費量ともにモデル建物法により評価したものに限りません。

例えば、総住戸30戸、共用部分100㎡、店舗部分500㎡の建築物について横浜市に直接申請する場合で、共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない評価方法、店舗部分にモデル建物法を使用したときの認定申請手数料は (A) 200,000円 + (B) 9,600円 + (C) 150,000円 = 359,600円 となります。

なお、変更申請手数料は、原則、認定申請手数料の半額となります(100円未満切り捨て)。ただし、当初申請と変更申請の評価方法が異なる場合には半額とならないことがあります。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合

認定申請手数料に確認申請等の手数料が加算されます。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 建築物省エネ法に基づく省エネ性能向上計画の認定制度に関するお問合せ先 ■

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階